

**【新設】(還付金額の計算)**

20-8-2 法第 144 条の 13 第 1 項又は第 2 項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定による法人税の還付請求があった場合の還付すべき金額の計算については、17-2-1《還付金額の計算》の取扱いを準用する。

④ 同条第 1 項の規定による法人税の還付請求があった場合には、同項各号に掲げる欠損金額ごとに 17-2-1 の取扱いを準用することに留意する。

**【解説】**

- 1 平成 26 年度の税制改正により、外国法人の欠損金の繰戻しによる還付については、恒久的施設を有する外国法人と恒久的施設を有しない外国法人ごとに規定され、また、恒久的施設を有する外国法人については、恒久的施設帰属所得に係る欠損金額と恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得に係る欠損金額ごとに、欠損金の繰戻しによる還付の請求（以下「欠損金の繰戻し還付請求」という。）をすることができることとされた（法 144 の 13①②）。
- 2 外国法人から欠損金の繰戻し還付請求があった場合には、税務署長は、その請求の基礎となった欠損金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした外国法人に対し、その請求に係る金額を限度として法人税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知することになる（法 80⑥、144 の 13⑫）。
- 3 本通達では、外国法人から欠損金の繰戻し還付請求があった場合の還付すべき金額の計算については、内国法人から欠損金の繰戻し還付請求があった場合の還付すべき金額の計算について定めた法人税基本通達 17-2-1《還付金額の計算》の取扱いを準用することを明らかにしている。  
すなわち、外国法人から欠損金の繰戻し還付請求があった場合の還付すべき金額の計算は、その計算を行う時において確定している還付所得事業年度の所得の金額及び法人税の額並びに欠損事業年度の欠損金額（その欠損金額が還付請求に係る還付すべき金額の計算の基礎として法人が還付請求書に記載した欠損金額を超える場合には、その記載した金額）を基礎として計算することになる。
- 4 なお、本通達の注書において、恒久的施設を有する外国法人からの欠損金の繰戻し還付請求があった場合には、恒久的施設帰属所得に係る欠損金額及び恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得に係る欠損金額ごとに同通達の取扱いを準用することを留意的に明らかにしている。

(参考) 恒久的施設を有する外国法人に係る欠損金の繰戻し還付

|                                | 前期         | 当期   |
|--------------------------------|------------|--|
| 恒久的施設<br>帰属所得                  | (還付所得事業年度) | (欠損事業年度)   |
|                                | 所得の金額【②】   | 欠損金額【③】  |
|                                | × 法人税率     |  |
|                                | 法人税【①】     | 法人税 = 0  |
|                                | △ 所得税額控除   |  |
|                                | △ 外国税額控除   |  |
|                                | 納付法人税      |  |
|                                |            | <p>還付請求できる前期の恒久的施設帰属所得に係る法人税 (法144の13①一)</p> $= \text{【①】} \times \frac{\text{【③】}}{\text{【②】}}$             |
| 恒久的施設<br>帰属所得以外<br>の国内源泉<br>所得 | (還付所得事業年度) | (欠損事業年度)   |
|                                | 所得の金額【②´】  | 欠損金額【③´】   |
|                                | × 法人税率     |  |
|                                | 法人税【①´】    | 法人税 = 0  |
|                                | △ 所得税額控除   |  |
|                                | 納付法人税      |  |
|                                |            | <p>還付請求できる前期の恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得に係る法人税 (法144の13①二)</p> $= \text{【①´】} \times \frac{\text{【③´】}}{\text{【②´】}}$ |